

平成30年度 第1回佐久市総合教育会議

日時：平成30年7月17日（火）
午後4時00分～5時25分
場所：佐久市役所8階大会議室

1 開会

（佐藤企画部長）

ただ今から、平成30年度第1回佐久市総合教育会議を開会いたします。企画部長佐藤でございますが、議事に入るまで、進行を務めさせていただきます。

それでは、柳田市長から挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（柳田市長）

教育委員の皆さんにおかれましては、本日、緊急の佐久市総合教育会議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

この緊急の総合教育会議は、7月14日に発生をいたしました「望月中学校教諭の酒気帯び運転等による逮捕」をうけまして、召集をしたものです。飲酒運転の撲滅に向けて、市内一体となって取組みを進めてきたところでございますけれども、中学校の教諭という立場の中で、大変重い責任がある中において、飲酒ののち運転に及ぶ、加えて事故ということをございまして、大変遺憾という言葉では言い尽くせぬ思いと、憤りを感じているところでございます。佐久市あるいは佐久市教育委員会としてみても重く受け止めまして、この総合教育会議のなかにおいて委員の皆さんからご意見を承り、この会で協議したいと思っております。

これまでも教育委員会において、指導してきたところでありますが、結果的にその効果があったとは言えない現状に鑑みて、これまでと同様の対応ではいけないと思っております。そういう意味では委員の皆様から事実関係について詳しくお話をいただきたく、説明を職員、事務局のほうからいたしますので、皆さんその後にご意見を承りたいと思っております。二度と繰り返さぬよう、不転の決意で臨みたいと思っておりますので、本日、慎重審議をお願いする次第でございます。宜しくお願いします。

(佐藤企画部長)

続きまして、榑澤教育長からご挨拶をお願いします。

(榑澤教育長)

この度、望月中学校教諭が、酒気帯び運転により現行犯逮捕という事案が発生してしまいました。本市においては、平成26年、浅間中学校教諭が学校関係の宴会の後、自宅近くまで代行タクシーで帰りながら、酒気帯び運転で他車に物損を負わせるという事故を起こして逮捕されております。

2年後、平成28年には、望月小学校教諭が、これは個人的でありましたけれども、居酒屋等で飲酒をして、自車を運転しての帰宅途中に、警察の職務質問を受けて縁石に乗り上げ逮捕という事案もございました。これら両名については、その後長野県教育委員会から懲戒免職の処分を受けております。

そしてその2年後、平成30年の7月であります、今回の事案であります。振り返ってみますと2年において3件、2年おきに3件にわたる酒気帯び運転・解雇という事案が発生してきているわけであり、非常事態だと考えております。特に今回は、この2月に飲酒運転の車両により、横断歩道を渡っていた望月小学校の男子児童の命が奪われるという痛ましい事故が発生し、全市をあげて飲酒運転撲滅の取組みをしてきている最中でございます。

おそらく、多くの市民から「教師が何故」あるいは「望月小の隣で教鞭をとっているその教師が何故」、こんな問いを持ちながら、憤りを禁じ得ないのではないかと、教育委員会としても正にそんな思いで心を痛めているところでございます。

なお、望月小学校では、2年前の4月にも、4人の児童が飲酒運転の軽トラックが縁石を乗り越えて歩道に突っ込むという事故で怪我をしているという事態もあるわけであり、

本日、臨時の総合教育会議を開催していただきましたけれども、本市において度重なり発生している教職員の飲酒運転の事実に向き合って、いかなる防止策を講じたら良いか、市長の指導ではありませんが、同じことをやっていたのでは駄目だと、どういう策を講じていったら良いか考え合いたいと思っております。

本協議を踏まえながら、教職員に向けた緊急メッセージというものをもって、臨時の佐久市校長会を開催し、教職員による飲酒運転の根絶を訴えていきたいと考えております。本日どうぞよろしく願いいたします。

(佐藤企画部長)

本日の会議事項につきましては、「市立学校教職員の道路交通法違反（酒気帯び運転）に伴う対応について」でございます。ここから会議事項に入ります。進

行につきましては市長にお願いいたします。

3 会議事項

市立学校教職員の道路交通法違反（酒気帯び運転）に伴う対応について

(1) 今回の発生状況について

(柳田市長)

会議の進め方でございますけど、三段階でやらせていただきたいと思います。

第一段階といたしましては、今回発生をいたしました、事件・事故についての状況の説明について行います。その事実関係について皆様から確認の質疑等を行っていただきたいと思います。

次の段階としまして(2)ですが、過去の事案につきましての事実関係の説明を行いますので、それについての確認を皆様と一緒にさせていただきたいと思います。

そして、第三段階目として、今後の対応について意見交換という形で、自由討議等をさせていただきたいと思っております。事実関係を今回とこれまでということで確認をして、その後に自由討議ということでそれぞれのご意見を承りたいと思っておりますので、ご承知をしていただきたいと思います。

それでは事務局から(1)でございます。「今回の発生状況について」報告をお願いします。

(木内学校教育課長)

佐久市教育委員会、学校教育課長の木内と申します。

それでは、資料1をご覧ください。今回の該当案件の発生状況と本日までの対応状況について説明いたします。まず「1、今回の発生状況について」でございます。該当の教職員の氏名、年齢は、有賀和彦、54歳でございます。住所は、佐久市の前山で、所属等につきましては佐久市立望月中学校の教諭でございます。3学年を担当しており、数学を教えております。また、進路指導主事もしております。履歴等でございますが、昭和61年の4月に教諭として採用されまして、平成21年4月から佐久市立の学校職員として任命をされております。最初の赴任は浅間中学校でございます。平成29年4月からは、現職で望月中学校に勤務しております。

次に、事故の概要でございます。まず態様でございますが、酒気帯び運転、それから物損事故、自損事故を起こしております。発生日時は、平成30年7月14日土曜日、午後6時20分頃のことでございます。発生場所は、佐久市前山、自宅近いところでございます。県道145号相浜本町線の前山橋付近でござい

ます。資料を一枚めくっていただきますと、地図がございます。事故発生箇所が赤丸で書いてございます。県道沿いでございまして、佐久市立野沢中学校から長野県立野沢北高校のある通りを西側に来たところの前山橋付近でございます。

それでは、資料一枚目に戻っていただきます。今回の内容でございます。自損事故を起こしたところで、通報を受け駆け付けた警察署員により職務質問をされ、基準値以上のアルコールが検出されたので、午後8時頃に道路交通法違反、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されたものでございます。

発生までの経過でございます。長野県中学校総合体育大会夏季大会、こちらは須坂市で行われましたが、男子バレーボール部の顧問として参加をいたしまして、その後バスに乗り帰校、午後4時頃学校において解散しました。その後自家用車で帰宅をしたものでございます。自宅で飲酒後、自家用車を運転し、午後6時20分頃に発生場所付近で道路左側縁石に接触し、その後反対車線の縁石に乗り上げ、自家用車を破損する事故を起こしたというものでございます。なお、地図でいきますと、東側から、先程の野沢中学校、野沢北高校方面から向かって来まして、事故の発生場所付近で左側の縁石にぶつかり、その後右側の縁石に突っ込んだという態様であると考えられております。

続きまして、現在の対応状況でございます。望月中学校生徒の心のケア及び学習保障等をまずはやらなければならないということで取り組んでいるところでございます。

まず、保護者説明会と生徒集会の実施でございます。保護者説明会は、7月15日の夜7時から行っております。また、生徒集会は今朝行ったところでございます。そこで校長からの謝罪と説明をしたところでございます。

次に、県の教育委員会へのスクールカウンセラーの要請及び市の教育委員会のスクールメンタルアドバイザーによる相談、支援等でございます。本日から、両者とも学校において生徒の相談にのっているところでございます。

学級担任、教科指導等につきましては、本日から副担任を学級担任に、教科指導につきましては、非常勤講師を任用して対応しております。

また、校務分掌、部活動についてもそれぞれ他職員で対応しているところでございます。以上で説明を終わります。

(柳田市長)

説明は以上でございます。7月14日に起きました事案につきましての事実関係でございました。

皆様の方からご確認、あるいはまた事実確認等のご質問がございましたらお願いしたいと思います。原委員さんどうぞ。

(原委員)

意見の前に一つ事実関係の確認の質問をしてみたいと思います。自宅で飲酒後に自家用車を運転しとありますが、何のために行ったか、何のために運転したか、というのは分かりますか。

(柳田市長)

事務局お願いします。

(木内学校教育課長)

本人は、当初は警察の方に拘留されておりましたが、一昨日の夕方に釈放され、昨日、学校長が聞取りを行いました。一時的な聞取りですので、真実かどうか確実なところはまだ分かっていないところでございますけれども、その聞取りの中での本人の弁としましては、自宅に一旦帰宅してお酒を飲んだ後、自己所有の田んぼの水を見に行かなければならないと考えて、水を見に行ったということでございます。その帰り道での事故だと本人は述べているということでありませう。

(柳田市長)

住所が前山ですが、田んぼの水を見に行っている。場所はどこですか。

(木内学校教育課長)

鍛冶屋でございます。

(柳田市長)

野沢地域の鍛冶屋とのことです。他にございますでしょうか。鈴木委員さん。

(鈴木委員)

当日はどのくらいのお酒の量を飲んだのか。それから常習だったのかを分かる範囲で教えてください。

(柳田市長)

酒量と常習性について分かることがあればお願いします。

(木内学校教育課長)

まず、どの位飲んだかということですが、これも本人の言っていることで申しますと、缶酎ハイ500mlを2本とちょっとということですが、

今現在、そのお酒につきましても全て警察のほうに行っているということです、事実は分かりませんが、本人はそう申しております。

常習性につきましても、まだ確認はとれておりませんが、分かっている情報とすれば、学校での宴席においては一切飲まないそうです。一度だけ宿泊を伴う宴席の時に飲んだことがあるということですが、望月中学校でのその他の宴席については一切飲んでいないということですが、それ以上、現在のところどれくらいの常習性があったかは分かっておりません。

(柳田市長)

他にはどうでしょうか。原委員さん。

(原委員)

もう一つお願いします。自宅に帰った時間が、4時頃学校を出て自家用車で帰宅するとありますが、自宅に着くのが4時半近くなのではないでしょうか。事故を起したのが6時20分とのことですが、6時20分は今では、明るいことは明るいでしょうけれども、先程の田んぼの水を見に行ったということになると、本来であれば、お酒を飲む前にもし必要なのであれば見に行くということが当たり前なのですが、自宅に帰った時間というのは、ここに書いてあるとおり、だいたい4時半頃と判断してもよろしいでしょうか。

(柳田市長)

事務局のほうで分かっていることを。

(木内学校教育課長)

これについては、ちょっと正確なことは分からないというのが事実です。ただ、聞き取りの中で分かっていることとしましては、本人は、帰宅の途上でお酒を購入したと言っております。それで帰ったということですが、距離を考えますと、自宅に真っ直ぐ、店に寄って帰るにしても、4時40分から50分という形の中で帰宅をしているのかなというところがございます。

また、田んぼまでの距離は、だいたい片道車で10分弱という距離だと思いますので、その辺りから類推をしますと、だいたい帰ったのが4時40分から50分で、そこから1時間程度アルコール、お酒を飲んで、田んぼへ行ったのかなと類推は出来るのですが、その辺りは正確なことは分かりません。

(柳田市長)

他にいかがでしょうか。吉岡委員さん。

(吉岡委員)

最後の部分ですが、道路左側の縁石に接触して反対側の縁石に乗り上げて、自家用車が破損した結果、車が動かなくなって、道路沿いですから通り道の方に通報を受けて警察の方が見えられて発覚したということによろしいですか。

(柳田市長)

事務局どうぞ。

(木内学校教育課長)

そのように聞いております。

(柳田市長)

他にありませんでしょうか。荻原委員さん。

(荻原委員)

学校長が聞き取りをしたという中で、学校長は、普段から自己コントロールっていうのですか、何かやはり感じたものは普段怒りっぽいとか、そういうような印象というか、性格というか、様子は分かりますか。

(柳田市長)

事務局どうぞ。

(木内学校教育課長)

申し訳ありませんが、性格のところはつかみきれていないところでございます。ただ、いろいろな面で熱心ではある、進路指導主事あるいは部活の指導など熱心であったということで、生徒との関係は非常に良好であったと聞いております。また、今日からスクールメンタルアドバイザー、スクールカウンセラーが生徒の方に話を聞いているという状況でございますけれども、その中でも生徒からは寂しいと、この後、例えば文化祭、あるいは卒業式の時に先生きてくれるかな、というような声を聞いているということでございますので、生徒との関係は良好だったのではと考えられるところであります。

(柳田市長)

はい、他にはどうでしょう。

私からでございますけれども、この社会的に飲酒運転ということは行っては

いけないということは、その方自身、当事者も知っている、認識していることだと思いますが、しかしながら行為に至った、その心境といいますか、どうしてそういう行為に至ってしまったのかということについて、質問、応答があったのならお願いします。

(木内学校教育課長)

その辺りは、申し訳ありませんがはっきりしておりません。どうしてという部分は分かりません。当然、明るい時間にお酒を飲んだ後に運転をしたということなので、「自分は大丈夫だと思った」というようなことは、その時点では言っておりますけど、なぜお酒を飲んでしまったのか、どうしてそこで運転してしまったのかということについては、分からないところでございます。

(柳田市長)

他にいかがでしょうか。原委員さん。

(原委員)

家を出るときに、例えば家族の方が「お父さん飲んでるからやめたほうがいいよ」とか、そういうことはなかったのでしょうか。

(柳田市長)

事務局どうぞ。

(木内学校教育課長)

その時間には一人で、家族は不在だったと聞いております。

(柳田市長)

他にいかがでしょうか。

それでは一旦ここまでといたしまして、(2)に移りたいと思います。過去の事案の発生状況と対応状況について、資料2をもって報告をお願いします。

(2) 過去の事案の発生状況と対応状況について

(学校教育課長)

資料2をご覧ください。過去の事案の発生状況と対応状況についてでございます。最初に近年の佐久市教育委員会関係の酒気帯び運転事案の発生状況についてでございます。

「(1) 教職員による事案」でございます。一件目は、平成26年1月31日に発生した事案で、酒気帯び運転の物損事故でございます。午後11時20分頃、佐久市野沢の民間のアパートの駐車場において、市立浅間中学校教諭が自家用車を酒気帯び運転し、駐車してあった車に衝突したというものでございます。

二件目でございます。平成28年11月12日に発生した事案で、こちらも酒気帯び運転での物損、自損の事故でございます。内容は午前1時35分頃、佐久市中込の国道141号線上において、市立望月小学校教諭が自家用車を酒気帯び運転し、道路わきの縁石に衝突したというものでございます。

次に、「児童が被害者となる事案」でございます。こちらの加害者は、教員や公務員ということではございません。まず一件目でございます。平成28年4月27日の発生事案でございます。こちら酒気帯び運転の車による負傷事故でございます。午前7時15分頃、佐久市春日の県道で、歩道を歩いていた集団登校中の小学生の列に酒気帯び運転の軽トラックが突っ込み、望月小学校の児童4人が軽傷を負ったといものでございます。

二件目でございます。平成30年、本年2月22日に発生した事案でございます。こちらは、酒気帯び運転の車による死亡事故でございます。午後3時40分頃、佐久市春日の県道で、下校中に横断歩道を渡っていた望月小学校の児童が、酒気帯び運転の乗用車にはねられ死亡したというものでございます。

それでは資料を一枚おめくりください。これまでの対応状況についてでございます。平成28年11月に発生いたしました飲酒運転について、その後飲酒運転の防止、根絶の取組ということで書かせていただきました。

まず、直後の平成28年11月14日付けで、佐久市教育長による緊急メッセージ「飲酒、酒気帯び運転の根絶に向けて」というものを発信いたしました。それを受けまして、各学校で実施した内容がその下に書いてあります。職員朝会、職員会議、職員連絡会にて校長指導、また非違行為防止研修の実施ということでございます。この非違行為防止研修の内容でございますが、各学校で下記のようなことを行っているということでございます。一番上から、「教育長による、『緊急メッセージ』の読み上げと校長指導」あるいは、「飲酒運転撲滅マニュアル等の読み合わせ」をやっております。また、四点目「非違行為事案の社会的影響、子ども達と家族に及ぼす影響について考え合う」や、その下の、「個人及び組織として何ができるか、小グループにて熟議」、「誓い(宣誓書)を各自の家族等、大切な人に宛てて書き、読み返す」、「飲酒を伴う会合の確認」、こちらは飲酒を伴う会合がある場合には、必ず帰宅方法について確認をし合うということであり、宴席の前に、誰がタクシーで帰るのか、代行で帰るのか、飲まずに自分の車で帰るのかという事を確認し、実際に宴会の席で最後まできちんと確認するというところであります。こういったことを各学校で行っているというもので

ございます。以下はご覧のとおりになります。

また、一番下でございますが、(3)平成29年3月17日付けでは、市教育委員会から「綱紀の粛正」ということで通知を発信しております。一枚おめくりいただきまして3ページでございます。平成29年4月1日には、教職員が「誓い」、交通法規の遵守の宣誓書になりますが、これを学校長に提出しております。これは毎年4月1日に各教職員が学校長に提出するものでございます。また、7月には、学校による「非違行為防止研修」実施計画書の作成をしていただいております。これは市教育委員会経由で県教育委員会へも報告するものでございます。内容はご覧のとおりでございます。

また、平成29年12月に同じように綱紀粛清の発信、また、非違行為防止研修の実施を行うというもの、毎年必ずやっていくというものでございます。以上事務局説明とさせていただきます。

(柳田市長)

説明は以上でございます。

ご出席の委員の皆様から、事実関係につきましてのご確認等ありますればお願いいたします。鈴木委員さん。

(鈴木委員)

平成28年11月の事案発生、指導を受けて、各学校で実施した内容というのは、(2)のところに書いてありますけれども、この28年の11月に有賀先生は浅間中学校にいたと思うのですが、浅間中学校ではどのような取組をしたかという具体的なことをお伺いしてもよろしいでしょうか。

(柳田市長)

28年の11月、いくつもの重ねての対応が出ていますが、そのときに当事者の職場であった浅間中学において、どういう対応であったのかの質問であります。

(木内学校教育課長)

学校長から、新聞報道を基に事案の概要説明と指導を行っております。また、子ども達、保護者、家族の思い、市民からの意見、苦情等にも触れまして、重大性について特に指導をしたということでございます。また、非違行為がもたらす悪影響についての文章の読み上げ、あるいは今後の取組について少人数でグループ討議というものを行っております。また、「誓い」の再提出、帰宅方法等の確認表の再確認を行っております。

(柳田市長)

他にいかがでしょうか。

私からですが、それぞれのことに対しての処分内容、「(1) 教職員の事案」に平成26年、28年とありますので、それぞれの行為に及んだ者への処分はどういう状況だったのか教えてください。

(木内学校教育課長)

日付までは確認が取れないので申し訳ありませんが、いずれの事案につきましても、県の教育委員会において、懲戒免職という懲戒処分が行われております。

(柳田市長)

退職金の支出はありますか。

(木内学校教育課長)

そこにつきましては、私どもではわかりません。

(柳田市長)

教育長分かりますか。

(棚澤教育長)

かつて県教育委員会で処分する立場にいた経験がございますので、申し上げますと、懲戒免職処分を受けた者に対する退職金はありません。

(柳田市長)

他にありますでしょうか。

それでは(3)に移っていきたいと思います。その都度事実関係について必要があれば確認していただくことは結構ですので進めさせていただきます。

(3) 今後の対応についての意見交換でございます。現状において対応を予定しているものがありますれば、教育長のほうからお願いします。

(3) 今後の対応について意見交換

(棚澤教育長)

今後でございますけれども、大きく二点、現在、考えております。

一点目は、飲酒運転防止根絶に向けて、前回もそうでありましたけれども、緊

急メッセージを発信します。臨時校長会を7月20日、それぞれの小中学校が夏休みに入る前に、この緊急メッセージを臨時の校長会をもって、校長それぞれに訴えていきます。それを基に各校長は自校に帰って、教職員にそのメッセージの骨子に触れて指導していただくということになろうかと思えます。

なお緊急メッセージの中身ですが、要旨として、非違行為防止への色々な取組をしていますが、その取組一つ一つの見直し、この研修で良いのだろうか、この取組で良いのだろうか、見直しを求めたいと考えております。また、教育公務員としての自覚ある言動を改めて訴えたいと思っています。

教育公務員としての中身ですけれども、学校での公務、仕事をはじめとして、学校から帰った後、私的な時間の過ごし方についても、その両面について、教育公務員として自覚ある言動をと訴えていきたいと考えております。なお、そこに補足するとすれば、飲酒運転根絶ということを中心にしながら呼びかけていくわけですが、言うまでもないのですが、信頼回復に向けた教育実践の充実と、こんな要素もそこに盛りたいと考えております。

それから大きく二つ目ですけれども、今まで以上に研修等を行う場合に、その研修が他人事ではなくて、つまり自分は大丈夫だ、そういうことができていない人が起こした事案だ、という浅い捉えではなくて、一つ一つの事案を自分事として、我が事として受け止めるような、そんな研修のクオリティーを是非、充実させてもらいたい。こんな指導、助言をしていきたいと、これが二本目の柱であります。

もう少し具体的に言いますと、今回の事案について、どういうふうを受け止めて、今後どうしていったら良いかをそれぞれ自分の言葉で語るような、そんな研修の場を設定する。それから、外部講師、専門的な知見を有した方をお招きして、それを活用しての研修の機会を設定する。こんなことを指導助言の中身としていきたいと思っています。

望月小中学校については、既に予定が今日組まれまして、7月26日に望月小、望月中合同の研修会を実施します。その研修会には、外部講師として警察のこういう事案と関わって指導ができるような、専門性を持った方をお招きして研修をする場を設けたいと思えます。なお、その26日の研修で外部講師のお話をいただく前に、私自身も是非、望月小中学校に伺わせてもらって、教育長の立場から切々と訴えたいと思っています。大きくはこのような二本立てで今後の取組を予定しております。以上です。

(柳田市長)

自由討議ということですが、皆様の方からご意見、事実関係の確認でも結構でございしますが、ご意見承りたいと思えます。

今後の対応についてということではありますが、どうでしょうか。原委員さんお願いします。

(原委員)

まず、教育委員会から今回の事案について、一報いただいた時、全く信じられない事案だと感じました。先ほど、過去の事案、事故についても説明がありましたけれども、望月地区では、本当に児童生徒が被害を受ける、あるいは最悪の事態になってしまった事故が起きている。そこで、こともあろうに3年生の担任、3年生でなくても同じですけど、特に子ども達の一番の心のケアをしてあげなければならない3年生の担任が、そういったことを起こしてしまった。本当に信じられない、あるいは、なぜ、という憤りを感じました。

過去の事件発生後の非違行為を防止する策等について説明がありましたけれども、いずれにしても、一人ひとりが他人事ではなくて、本当にこんなことしたら絶対にダメなんだと、自分一人の問題じゃないんだ、自分の家族もだし、児童生徒に対しても大変なことになってしまうという自覚を一人ひとりが持っていないと、残念ながら、もしかしたらまた発生してしまうのではないかと、そんな事例じゃないかなと気がしています。

人間、喉元過ぎれば熱さ忘れるという言葉がありますけれども、今まで守っていた人であっても、何かの拍子でそういった非違行為をしてしまうということもあるんですけれども、それは諦めずに毎日、こんなことをしてはいけないんだという指導、自分の気持ちを持っていく必要があるんだと、今まで以上にそういうことをやっていかなければならないし、自覚していかなければいけないんだと感じました。

先程、教育長がご自身で小中学校に伺って、そういうことを訴えたいと仰いましたけれども、私はそれに大賛成であります。できれば私達教育委員もその場に行ければと、そんな気がしています。

(柳田市長)

ありがとうございます。荻原委員さんどうぞ。

(荻原委員)

私も学校現場にいた者で、どれだけ学校で研修を積んで、どれだけ話をして、きっとやっていると思います。でも起きてしまった。先程原委員さんが仰っていた我が事として捉える。今回のことで、私は三つのことを思いました。

この市教委の資料にもありましたが、ぜひ生徒さんの心のケアと学習保障をよろしく願います。私も望月中へ音楽の関係で行ったことがあります

たが、本当に先生のところを見て真っ直ぐに伸びていく生徒さん達です。是非お願いしたいと思っています。

それから、先程質問した「自己コントロール」について、やはり普段、例えば私はスピードを、飲酒運転もそうなのですが、普段から制限スピードが40キロのところは40キロで走ってください。必ず40キロのところでも少し出てしまうそうです。先生方には毎日、50キロのところは50キロで、60キロで良いとは思わないでくださいと。スピードへの感覚というものは、それに慣れてくると非常に出すことが怖くなります。やはり普段からの自己コントロールも大事だと思います。

三つ目は、もちろん市、学校、PTA をあげてこの取組をしていくのですが、我がこととして捉えるなら、学校は学期ごと、会議ごと、もっといえば朝会ごとに言い続けています。あとは個人の促しとして、面談が年に2回あります。もちろん必要な場合はもっとやります。面談ごとに先生の個人の心の動きに語りかけるわけですが、もし我がこととして捉えない、そこが問題なら、校長先生も精一杯やっていると思いますが、普段の声掛けやその人の心の動きをさらに見ていかなければいけないのかなと、同じような気持ちで考えました。以上です。

(柳田市長)

他にいかがでしょうか。教育長。

(棚澤教育長)

荻原委員のご発言に関係して、私も校長の立場に対してのこれからの取組を考えていく時に、校長は、職務上の監督と身分上の監督の両方を監督する立場にある者であります。しかしながら、校長によっては、職務上の監督は、もうそれこそが生命線でありますので、授業を見たり、いろいろな言動について指導したりすることができると思うのですが、意外に今は面談で個人に寄り添ってというお話がありましたが、私的な生活の部分、そこも是非教育活動、教育実践をより望ましい実践としていくためには、私生活の整えも大事で土台になることですので、そこにおいて何か課題はないかとか、悩みごとがないかとか、休日に仕事ではないからといって車の運転を気を抜いてやっていることはないか等、そういうような個に寄り添う校長の在り方が、私は臨時の校長会を招集した中では強調したいと思っています。

(柳田市長)

他にいかがでしょうか。吉岡委員。

(吉岡委員)

何点かお願いしたいと思います。まずは、感想めいたことですが、資料2を見ますと、近年の状況があつて、(1)が教職員による事案で、(2)が児童が被害者となる事案とありますが、上の(1)についても被害者はいるわけで、当然、生徒、保護者、学校、あるいは家族の方で、そういう視点がとても大事だということから、少し細かいのですが、資料1の2番の「現在の対応状況について(望月中学校生徒の心のケア)」の具体的内容ですが、例えば「(1)保護者説明会等」には何名ぐらい出席されて集会の反応等はどうか、あるいは、「(3)学級担任」については、副担任の方が学級担任にということですが、新たにいることだと思いますが、その下の「(4)教科指導」について生徒もとても心配だと思いますが、非常勤講師を新たに任用するのかとか。まずその辺のことをお聞きしてから、もうひとつこの対応についてお話ししたいと思います。

(柳田市長)

資料1の2の(1)(3)(4)について、もう少し詳しくお願いします。

(木内学校教育課長)

まず、(1)の保護者会につきましては、188の家庭のうち、保護者68名の参加と聞いております。3分の1強の参加でございます。そちらの内容でございますが、まずは校長のほうから謝罪という形で行っております。質問でございますが、「今までどういった研修会をやってきたのか」という質問に対し、こういことをやってきましたという回答、それから、「担任の先生がこの後もう来なくなるのか。どうなるのか」という質問に対し、過去の例からいくと、懲戒免職になってその後はもう来なくなるということをお伝えし、今回も同様になる可能性が高いという説明をいたしました。

(柳田市長)

過去においては、懲戒免職になり、それによつてもう学校へ来ることはなかったという前の例を出して、その可能性が高いという説明ですか。

(木内学校教育課長)

そうです。

(柳田市長)

わかりました。

(木内学校教育課長)

それから、「夏休み前ということでこれから保護者懇談があるという中で、しかも資料についても全て担任の先生が持っているのではないか」というとても不安な親御さんの声がありました。それにつきましては、日程どおりに懇談会を進めるのは難しいが、日を改めてきちんと校長、あるいは教頭または副担任の中できちんと個人個人の対応はしていきますと回答をしております。その他には、「バレー部の顧問はどうなるか」とか、「教科担任はどうなるか」ということに対して回答をいたしまして、これが保護者会の対応となります。

次の学級担任についてですが、現副担任がいますので、その副担任がそのまま今後は学級担任になるということでございます。人数としては減ってはいるが、そのまま副担任が学級担任を受けるということでございます。

(吉岡委員)

副担任がいなくなっているから、別の人が副担任になって他の学級と同じように2人体制でやっていくということによろしいですか。

(木内学校教育課長)

ちょっとそこまではわからないのですが、たぶん空席という形となるか、副担任が1クラスではなく複数のクラスを持つようになるのか、すみません、私のほうでも確認は取れていません。申し訳ありません。

それから「(4)教科指導」についてですが、非常勤講師ということで、非常勤で1人任用し、本日から数学の教科指導に当たっていただいております。

(柳田市長)

(1)は生徒集会も入っているが、今日の生徒集会の様子がわかれば報告してください。

(木内学校教育課長)

生徒集会の様子ということではないのですが、生徒の印象とすれば非常に冷静だったということでございます。謝罪と、こういう状況になったという説明をしたわけですが、生徒のほうは冷静に受け止めていたということでございます。ただ、先程も言ったように、生徒の方からは「さみしい」といったような声が出ていたということでございます。

(榎澤教育長)

補足していいですか。副担任が担任としてこれから卒業まで関わるわけです

が、同じ学年の中の学年主任が、副担任をサポートしながら、担任として子ども達が安心して学べるようにしていくという状況であります。しかし、学年主任も学級を持っているので、例えば先程話題に出た保護者懇談会、懇談会は同じ日程で動いていますが、あえてこの学級は時間をずらして、学年主任もその副担任に同席しながら学年の動きに不安がないように取り組んでいきたいと思いますという体制をとっています。それから、子ども達は、副担任が学級担任になると新たに今日紹介されたわけですが、学級の子ども達は「〇〇先生、どうぞよろしく願います」と、その言葉だけで捉えると、前向きな反応が示せたと校長から報告を受けております。

(吉岡委員)

今後の対応についてですが、資料2の2ページにありますように、平成28年11月を受けてこれだけの対応を、各学校が工夫してやっていると思いますが、この中で、やっている例としてあると思います。どこかの会社か学校で、こんな例がありましたので少しお話しします。自分の机の上に、大きさは色々ありますが、自筆で「飲酒運転は絶対にしません」と書いて置いておくと、毎日見る。それは、隣の人も見る。そこを歩いている人も見る。校長先生も教頭先生も見る。自覚を促すのに一つの良い方法なのではないかと思ひまして、たぶんどこかの学校ではやっていると思います。自分でも毎日見る、他の人も見る。歩いている校長さん方も見る。他者からも見られていることを意識しながら今日もとにかく毎日見る。「誓い」だと出して終わりという形になるかもしれないが、そんなことを思いましたのでお話ししました。

(柳田市長)

今後の対策の中で、貴重な意見として参考にさせていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。鈴木委員さん。

(鈴木委員)

子ども達のサポートを大切にしていきたいと思います。子ども達は心も体も成長する大切な時期の多くを学校で過ごします。その子ども達の人格形成において、学校の先生の存在というのは大変大きなもので、大人の見本として先生を見て、そして先生の真似をして成長していくと思います。そんな先生が今回逮捕されたというニュースは、本当に子ども達にとっては大変にショックな出来事で、子ども達はどのように受け止めて良いのか困惑したり、失望したり、という子ども達もいるかと思ひます。そのことを、家庭や学校で、周りの大人たちがしっかりとサポートする必要があると思います。

また、28年の事故発生を受けて、どこの学校の取組か忘れてしまいました。車のダッシュボードのところに「飲酒運転はしません」というようなシールを学校で作って、それを先生たちの車の中に貼っていたという取組をされていた学校がありました。これを見ると飲酒運転はダメだと、車に乗るときに心新たにできると思うので、小さな取組だとは思いますが、それを子ども達の字で書くというのはあれかもしれませんが、家族に書いてもらうのも有効的かなと思います。

(柳田市長)

ぜひ、問題提起させていただきたいが、その前に、保護者懇談会の日程を少し遅らせて行うということですが、教員が担任しか知り得ないことというのは、言い尽くせないと思います。伝達しきれない、あるいはまた、副担任だった先生がそれを知っているかどうかということは、やはり密度として大変に違うことだと思うのです。

この有賀教諭は、学校現場に来ることはできませんが、この保護者懇談会に関わることはできるのですか。その担任しか知らないことがあるでしょう。それがなかったら担任ではない。担任しか知らないということがないような担任なら、担任ではない。その情報はどうやって保護者懇談会に立ち会う者に伝えるのか。これは、関わりを持たせていいのか、持たせてはいけないのか。持たせてはいけないという意見もあり得ると思いますし、それがなければ、保護者懇談会が成立しないのではないかと思うのです。どうでしょうか。

(棚澤教育長)

大事なお指摘だと思って伺いました。おそらく子ども達の前に立って指導したり何か助言をしたりということは、もう断たれているかと思います。しかしながら今おっしゃられたように子どものこの実態については、今後2学期3学期の中で、是非こんな工夫をしながら、ある目指すところに向かって行きましょうというような話は、担任でなければ知り得ないというか、理解し得ない部分というのは確かにあると思いますので、それについては、是非間接的ではありますが、担任になる方、あるいは学年主任同席で、有賀教諭から聴いて、そういうことにおいて今回の事案が二次的なマイナスを生じさせないように工夫をしていく必要があると思っています。子どもの前に直に立って、あるいは、お家の方の懇談の席に同席してというのは、ちょっと考えられないケースだと思っています。

(柳田市長)

その間接的な部分に関しては、そのための時間が必要だと思いますし、それは有賀教諭自身が担任としてやらなければならない責任だと思う。それはぜひ保

護者懇談会を中身のあるものにしていかなければならないので、それはそうさせなければいけないと思います。

それからもう一つ。なぜこの行為に至ったのかということについて、先ほど質問を申し上げましたが、どうしてこの行為に至ったかということに関しては、先程の説明では、はっきりしないという面もあるようですが、大丈夫だと思ったと。しかし、500mlの缶酎ハイを2本プラスアルファ飲んで大丈夫だという判断を、普通の50代の男性教員がするだろうか。でもしてしまった。ここにいるメンバーの皆さんは飲酒運転をされたことはないと思います。飲酒運転をしてしまった人間のその本当の気持ちを、どうしてそうなったかということ聞かないと対策を打てないのではないかと。こうだろうということでも意味はあるだろうと思いますが、この研修をやっていたんですよね。研修を受けていたのに、どういう心境で研修を受けていたのか、その研修は価値あるものだったのか、その人に何らかの影響を与えるものだったのか。結果的には与えないものだったんですよ。与えないことを繰り返してやっても、あまり意味のないことなのではないかと思うのです。ということが、今日の私の問題提起というか、この総合教育会議の中で皆さんにお聞きしたいと思っていました。どうしてそうなるのか。原委員さんのお話にもあった、「水を見に行く」ということが、本当にその時に、その時だけにしかやらなければどうにもならなかったことなのかとはとても思えない。人に見つからなければいいという判断だったのか。このぐらいでは自分は、運動能力も含めて運転能力が低下していないと思っていたのか。そんなことでどれだけの社会の中で悲惨な事故が起きているか知っているだろうと思うんです。ご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

(原委員)

私は、ご存じのとおり仕事柄アルコールに関係している者ですが、やはり人間はアルコールが入ると気が大きくなるとか、人によってそういう変化が大きい人がいると思う。

確かに先程説明があったとおり、缶酎ハイ500mlを2本飲んだら、私はお酒が強いほうですが、おそらく相当に酔っぱらってしまうだろうと思います。そうするとやはり思考能力や、自覚が相当に薄れていくんだろうなと思います。

「水を見に行く」ということと、「行ってはいけないんだ」ということを比較した時に、「水を見に行く」というほうが勝ってしまったという状況ではないかと私は思っています。アルコールに強い人間であっても、そういう判断をしてしまうだろうし、弱い人間であってもそういう飲酒運転に走ってしまう、どうしても何か一言では言えない状況があるのではないかという気がしています。

(柳田市長)

ありがとうございます。吉岡委員。

(吉岡委員)

先程市長さんがおっしゃった二点のうちの最初の一点についても、担任としてどういう情報を伝えるか、先ほど担任としての義務とおっしゃいましたが、身分上はともかく、子ども、保護者に対する義務だと思うので、ぜひ文章できちんと書かせて、校長さんが見て、これでは足りないという形で、言葉ではなく、3年間積み重ねた、特に進路指導ですから、あそこを希望していたというだけの資料ではとても駄目なので、どういう将来の夢があって、どういうことをやってみたいとか、本当に細かく文書で出すということが大事なことだと思います。

もう一つは、保守的なことで、研修は役に立たなかったと、こういう事案が出れば基本的にはそういうことになりませんが、だとすると、本当におっしゃるとおりで、なぜそうなったのかということ突き詰めていくためには、この本人に内省も含めて、これもきちんと自ら文書で説明してもらおう。例えば一行で「何となく大丈夫だと思った」と出てきたら、それは駄目。それは返して校長さんのほうでもう1回、必ずどこかにあるはずですので、全く関わりは、生徒や、学校としても持てないという公的なものもあるかもしれないが、事実上の教育ということを大きなところから見ると、そういう対応が私も必要ではないかと思います。

(棚澤教育長)

最初の点については、是非そのように文書で整えていきたいと思っています。それから、「どうして」という問いについて、本質的な問題でこれを見失ってはいけないと改めて思うところですが、おそらく簡単な回答は得られないという気がします。であります。例えば、これから本人においては顛末書を書いて、教育委員会に提出をするという段取りがありますが、そんな中で「どうして」という本当に核心に迫る中身が記述されているのかどうか。本人の顛末書については、校長が目を通します。県に提出する以前の段階で、その辺を大事にチェックしたいと思っています。

色々な可能性が考えられる中で、私たちはよく、子ども達の教育に携わる者として、これは東井義雄先生がおっしゃった言葉ですが、「本物と偽物は見えないところの在り方によって違う。偽物の場合は、見えるところばかりを気にして、飾って、『本当の偽物』になっていく」という有名な言葉があります。そんなことを踏まえながら、教育に携わる者は、子ども達に見えないところの在り方を常日頃から問います。万引きをしてしまったお子さんがいます。「君はここで誰かが見ていたら、もちろんお巡りさんが見ていたら、今日の行為はしなかったよね」

と言うと「もちろんしなかった」と答えるわけです。誰もいないところで、見ていないところで、自分が望ましい行動をとれるかどうかというのが、鈴木委員が人格形成とおっしゃいましたが、人格形成の中身として大事なことになる。そこについては、日常的にしょっちゅうその観点から、自分の教育の在り方も問うし、子どもの育ちも問うていくということをやっているわけですが、その教員が見えないところでこういう事態を起こしてしまった。なぜか、ということについて、本当にこれを機に真剣に問うて、その背景に迫れるものが欲しいと思っています。ありがとうございました。

(柳田市長)

私が思うのは、この総合教育会議の発足した経過を見ると、滋賀県大津市でいじめがあり、そのいじめの取扱いについて、大変大きな課題を残した。そのことによってこの教育会議がセットされたという経過がご案内のとおりです。その経過の中で考えなければならないと思っているのは、この有賀教諭がどういう心境に至ってこのような行為に至ったかということについては、総合教育会議で、私は聴取すべきではないかと思うのです。この経過というのは、いじめの問題について、教育委員会の中における取扱いが大変な問題になりました。私は今、教育委員会事務局について、今日の報告は大変正確にやっただいていると思いますし、問題はないと思います。問題はないと思いますが、この会議の発足の経過を見た場合において、その調査を事務局に委ねるのではなく、総合教育会議において、有賀教諭に出向かせて、そしてその事実関係について彼の言葉から聞いて、その対策を私たちの総合教育会議としての一つの方向性を出していくということが、この教育会議が全国的に発足した経過からすると、そういうものが必要ではないかと思います。

一つは、私達がそのような権能が持てるか、権能があるかということもありますが、まずは皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(原委員)

今、市長のおっしゃるとおりだと思います。例えば、他の市町村で何か問題が起きた時に、教育委員会が謝ったり、謝罪をしたりしていますが、やはり見る側からすると、教育委員会はどこまでしなければならぬのか、あるいは深く聴取したのか、我々として疑問が残るわけです。そういう意味では、今回の事案に対して本人からの聴取というのは、できることであればやったほうが良いと思います。

(吉岡委員)

私も賛成であります。例えは良くありませんが、いろいろな不祥事があった時には、第三者委員会というものが、公平公正な立場から見ると私どもは第三者という立場ではないので良くないのですが、それでも学校現場とは少し離れたところで、きちんこの辺はどうだったのかとか、素人の意見や感想を深めあって現場に下していくというのが、ひょっとしたら総合教育会議の一面でもあるというふうに考えていますので、私としてもできれば実行していただきたいと思えます。

(荻原委員)

大人としての自己の責任だと思っています。この間、教育長が謝罪されているところを見ても、本人に謝罪してもらいたいような気持ちになりました。

ただ、段階というか、ここへ来て、みんなに聴かれてどのくらい言えるのか。校長がきちんと聴取したり、校長に自分の思いを話したり、という段階は、私はあるような気がします。

(柳田市長)

開催の仕方については、配慮してのものとなるように努めたいと思います。鈴木委員さんどうでしょう。

(鈴木委員)

同じ案件が続いておりますので、今後二度とこのようなことが起こらないように、きちんと聴取して話を聞くことは必要だと思います。

(棚澤教育長)

現在、有賀教諭は、佐久市立望月中学校の教諭でありますので、服務監督権がある教育委員会がこの総合教育会議に出席を求め、今どうしているという部分について、深い心の洗いざらいを語ってもらって、追求できたら良いと思っています。これは、処分が決定された後はできないと思います。

(柳田市長)

分かりました。大変、踏み込んだことになっていて、過去の経過を見ても、非常事態として重く受け止められなければいけないと思いますし、私の関心事としては、これだけ重ねて行ってきた対策を、行ってもなお、この事態が発生しているということは、私達がやってきたことについて、ある意味、目標を達成できなかったということについて、有賀教諭がどのような心境だったのか。これまで

の対策というものが効果なきものであったという面があるのかを確認したいと思います。

また、彼の真意を聞くことによって、次なる対策というものが価値あるものにしていくためには、教育者として、次なる再発防止というもの対しての教育をしてもらいたいと思っています。そして、そこで出した答えというのは、相当な重みのあるものだと思います。総合教育会議の中で、当事者を呼んで、聴取して、出した答えというのは、相当重いものであると思いますし、私どもも覚悟を持って、真摯な態度でその目的に向かっていきたいと思っています。

私は、その会議については、非公開にすべきだと思います。この目的が、今申し上げたとおりでありますので、報道関係の皆さまにはきちんと説明はいたしますので、その場面についての入室等についての取扱いは慎重に行ったほうが良いと思いますし、非公開で行うことが必要ではないかと思います。これについても皆さんにご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(棚澤教育長)

私もその場面がもし実現できる算段ができれば、非公開でやるべきだと思います。状況によっては、今後の判断の材料になっていることになり得ますので、そのような意味からも、慎重に個人の考えを引き出したいと思いますので、非公開が良いと思います。

(柳田市長)

さすれば、総合教育会議において、有賀教諭をこの場に呼んで、その事実関係について確認したいと思います。その会議におきましては、非公開という形で行いたいと思います。

加えて、大変貴重なお時間をいただいて申し訳ありませんが、もう一つ、自分の中での問題提起は、子どもとの関係でありまして、これまで調べてみますと、飲酒に伴う懲戒免職になった者は、子どもとの接触を持たないで懲戒免職になっています。ひとつ前の教員については、文書で自分の心境を綴って、伝えて教育現場から去っています。少し手厳しい言い方をすれば、私は担任がドロップアウトして行く場合、落伍者になってその場を追われるという場面だと思うのです。その中で、今まで子ども達が慕っていたり尊敬していたりした方が、そういう状況になるということについて、子ども達との今後の関係においても、2年余り担任をしていた者がその場から何の言葉もなくいなくなるということの心の整理を生徒ができるか、先生自身も大変に辛い場面だと思いますが、それを行って、私はその職の責任ですから、懲戒免職は責任を取らされるという面もありますが、責任を取るということもあります。加えて生徒と自分の関係については、

私はでき得れば、これもまた何らかのルールがあるかもしれませんが、もう教員ではなくなった者、公務員でなくなった者、立場を失った者が生徒の前へ立てるのかということもあるかもしれませんが、私は、自分が生徒だったら心の整理を付けたほうが良いのではないかと思います。教育長、踏み込み過ぎなのかどうか、どうでしょうか。

(棚澤教育長)

そのタイミングが設けられるかということは、可能性が高いということで議論を進めさせていただくと、懲戒免職になる可能性が限りなく高いケースだと思います。その結論が出るまで、要は「これで僕は去らなければならない。今までみんなと一緒に勉強をしてきたけれども、申し訳ない」ということを述べて子ども達の心の整理がつくような何らかの手助けになる場面を作るとすると、結論が出た後だと思います。今の段階では、可能性が非常に高いのですが、結論が出ているわけではないので、これから処分が検討されて、最終結論が懲戒免職になる。その結論が出た後、その場を設けることが可能かどうかということになると思いますので、市長の思いについてはとても理解できますので、どんな方法が取れるか、実際に子ども達の前に出てそんな場面が作れるのかなということ、県教育委員会とも相談をしながら考えていきたいと思っています。

(柳田市長)

よろしく申し上げます。教員のご経験で、両委員さんいらっしゃいますが、どうですか、学校現場にいらっしゃる中でどうなのでしょう。今日はこの中での決定ではなく、少し協議が必要だと思いますが、少しご意見が賜ればと思います。生徒とその先生との関係において、何の言葉も交わさないで。私は、思うんですよ。前山に住んでいるのですから、街で会いますよ。会う可能性はある。その時にどういう顔をして会えばいいのか。同級会がいずれ何十年後かにあるとすると、そこにその先生がどういう関わりを持つのか。それは、僕はこの場面においてどういう対応を取るかで変わってくると思うし、どうなのかなと思います。難しい問題です。

(荻原委員)

とても難しいです。子ども達の人生のとても良い勉強の場だとは思いますが、今こうやって乗り越えて、その頃、その時期ということもあると思いますし、今、即答はできませんが、私の心の中では、学校は別れがあって「きょうなら先生」というのはあるのですが、子ども達に会うというのは、市長さんの思いは非常に熱く伝わってまいります。どのくらい処分までかかるのですか。

(棚澤教育長)

2カ月ぐらいです。

(荻原委員)

2か月、生活がどんどん前に向かっていっているお子さん達の前に立つということの真意が、ちょっとごめんなさい、どっちが良いのか悩みます。どちらかという、合わないほうが良いのかなと、ちょっと心が。

(柳田市長)

吉岡委員さんどうでしょうか。

(吉岡委員)

今の委員さんと私も同じ心境であります。ただ、ご提案を聞いて思いましたのは、今までは議論されていなかった点かな。もう悪いことをしたのだから仕方がないじゃないか、というように議論されていなかった問題のように思います。今この話の中にいろいろ出てきましたが、まず大事なものはタイミングと、子ども達の気持ちと保護者の気持ち。さらには、それをやることによって、この当事者の再生、当然いけないことをしたのだからそれなりの責任は取りますが、今後やはり生きていくということがありますので、そういう機会をいろいろな方々の了解を基に、得ることができて、本人も「よし、そこに立とう」という形にもっていきけるとしたら、十分に検討に値することかなと思っています。

(柳田市長)

そうですね。それぞれの当事者の心理、気持ちがあります。その有賀先生がどう考えるか、あるいは子ども達がどう考えるか、ということもあると思います。ある意味でいうと、これは刑事処分が、行政処分がある。そして公務員としての懲戒免職の可能性が高いが、これも責任の取り方。それは一人の社会人としての責任の取り方ということに関しては、一つの整えかもしれない。ただ指導者ですから、教員という指導者が、自分が過ちを起こした時に関わりを深く持っていた指導していた者に対して、言葉もなくその場から去ることは、私は教職にあった人がそういう心理かと思います。これは有賀さんという方がどう考えているかということも必要なことで、どうしてもやらないんだという者を会わせても意味がない。彼の意味も必要だと思いますが、逆にそれを求めるならば、その場面を作らなければいけないと思います。子どもが決めた場合には有賀さんにそれを伝えることも必要だと思います。私は謝れ、という立場だけではなく、教職員

としては、その職にないのかもしれないけど、人としてすべての人格を否定されたわけではない。そういうことに対しての取扱いは、今日この場でというわけではないので、協議が必要なようですので、もう少し時間をかけたいと思います。

有賀さんがここへ来て話をしていただくのは、かなり過酷だと思いますので、担当の方と話をして、彼自身、有賀教諭自身の心のケアということも少し考えなくてはいけないと思いますので、また専門の方と相談をして、そちらへのご配慮も、教育長のほうでお願いしたいと思います。

かなり長時間となっていますが、そろそろ閉めたいと思います。皆さまのほうで何かご発言がありますれば、お願いしたいと思います。

(原委員)

一つよろしいですか。私はスポーツの関係での教育委員としての立場があると思っていますので一言申し上げますが、バレーボール部の顧問をされているということで、バレーボール部の子ども達も、やはり担任ということだけではなく、違う立場の子もいると思うのです。バレーボール部に対しても、ある程度のケアをしていかなければならないと思っています。

(柳田市長)

ご指摘のとおりだと思います。他にいかがでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、佐久市総合教育会議、緊急でありましたが、閉会させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

4 その他

(佐藤企画部長)

ありがとうございました。

それでは、次第4「その他」になりますが、事務局から報告等ありますか。

(土屋企画課長)

今回の会議でございしますが、先程の件、次回の協議内容も調整しているところですので、具体的な日程が決まりましたら、事務局から改めてご連絡をさせていただきます。

(佐藤企画部長)

ご質問等なければ、本日の会議日程すべて終了いたしました。これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。